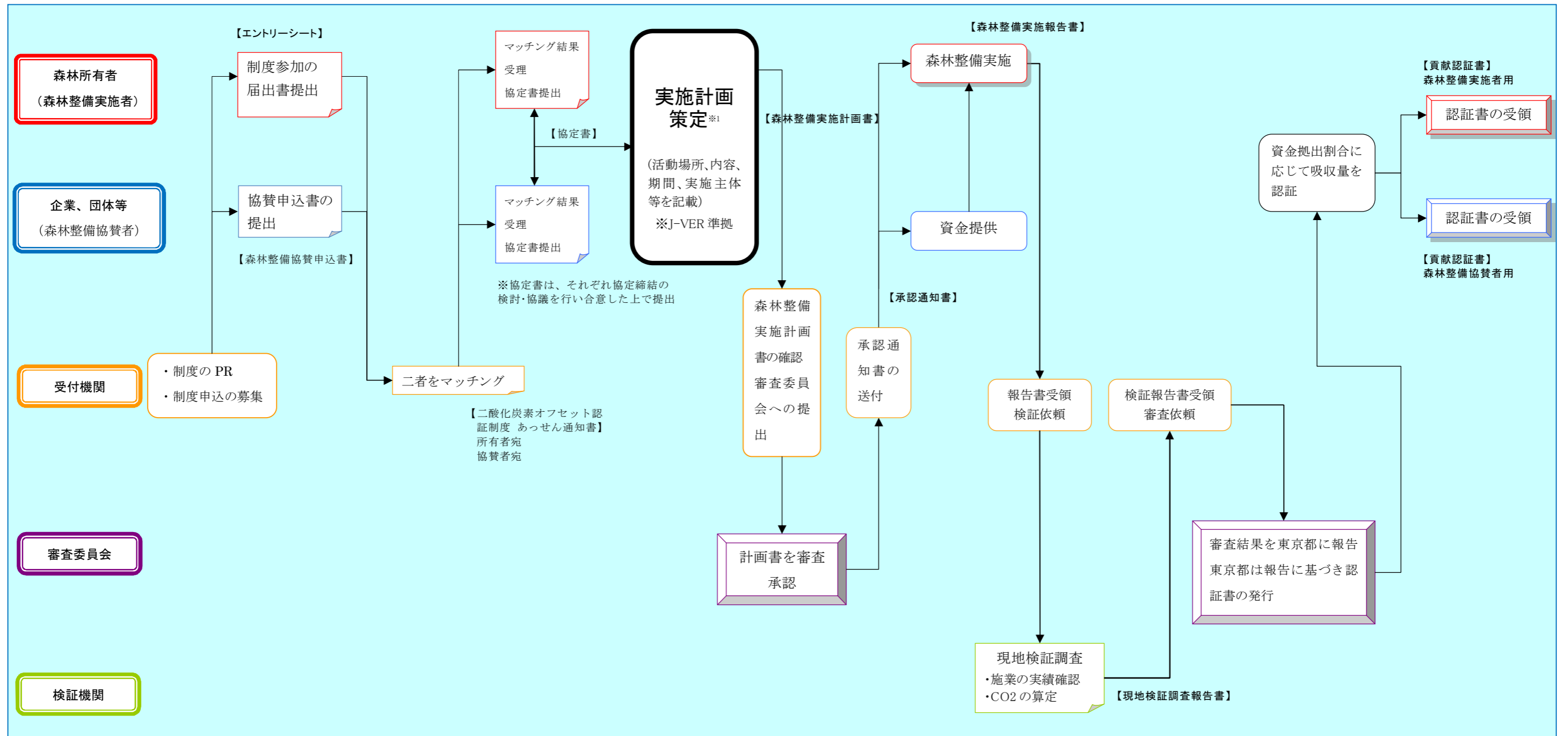


二酸化炭素オフセット認証制度の概要

特徴 森林整備によって得られた二酸化炭素吸収量について検証機関が調査を行い、森林整備を実施した森林所有者や資金拠出してくださった企業などに、東京都が認証書を授与します。カーボン・オフセットが可能なほか、手続きに必要な様式など J-VER（環境省）と関連性をもたせ、将来的に J-VER への移行も容易となります。森林整備サポート認定制度との大きな違いは、森林整備を行ったことへの検証調査が実施されることです。

制度を利用する方

- ・一定面積（概ね 10ha 以上）のまとまった森林を整備する森林所有者等
- ・森林整備による CO2 吸収機能の増進やカーボン・オフセットに関心がある企業等



※1 各様式の内容に変更があった場合は、「変更届出書」による変更手続きを速やかに実施する。